

国家戦略特区 今後の進め方について

平成27年9月9日

秋池 玲子
坂根 正弘
坂村 健
竹中 平蔵
八田 達夫

1、今回追加した規制改革事項などの早期事業化

- ・ 改正特区法の今国会での成立(7月8日)と、早期施行(9月1日)を評価。
- ・ 改正法に新たに追加した規制改革メニューや、初期に整備しながら未だに活用されていないメニュー(旅館業法の特例等)などの早期事業化が、極めて重要。
- ・ 新たに追加された3区域も含め、9つの特区に、これらのメニューの活用を働き掛けるとともに、活用しない自治体にはその理由(何が障壁になっているのか等)を質していくべき。
- ・ また、これらのメニューの活用の状況は、言うまでもなく、今後行う予定の「各特区の評価」に繋げていくべき。

2、次期国会に向けた、更なる規制改革事項の追加

- ・ 「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例」や「特区薬事相談制度による革新的医療機器の開発迅速化」など、今回の改訂成長戦略に盛り込んだ規制改革事項について、次期国会も含め、速やかに法的措置などを講じていくべき。
- ・ 特に、現在、特区ワーキンググループで検討中の、農林水産分野を始めとする積み残し事項に加え、例えば、以下のような分野・事項についても、重点的に検討すべき。
 - ① 近未来技術も活用した、インバウンド・ツーリズムへの対応
 - － 入管業務の地方・民間への移管(自動化ゲートの適用拡充やロボット認証技術など)
 - － 過疎地域等における「自家用車ライドシェア」の拡大
 - － 民泊の充実などを含めた、更なる旅館業法の特例拡充

② 英語教育等の充実

- － 外国人を含む多様な人材への教員免許の抜本的拡大(特別免許状制度など)

③ クールジャパン人材の積極的受入れ

- － 日本の漫画・アニメ・料理・ファッション・デザイン等の分野での就労資格の緩和・明確化(現状では、この分野の外国人留学生の卒業後の就労などが制約されがち)

3、指定区域の早期追加(第三次指定)

- ・ 仙北市等の第二次指定区域(8月28日付)について、早期の区域会議の立ち上げと、今回の事業決定を評価。
- ・ 第三次指定区域の選定も速やかに行うべき。その際、今回の改正法や6月の改訂成長戦略に盛り込んだ「追加メニュー」、更には今後検討していく、いわゆる「岩盤規制改革事項」などを積極的に活用したいとする自治体を選定することになる。
- ・ これを確実に実施するため、選定候補となる自治体に、改めて提案を出し直させるのも一案。

4、その他、既存6特区に対する評価など

- ・ 第一次指定6区域の評価について、まずは各自治体の自己評価に関する作業から、直ちに開始すべき。
- ・ その際、「既に認定した個々の事業の進捗状況」に加え、「これまでに各自治体が提案・活用した規制改革メニューの状況」なども、自治体のやる気を測る上での重要な要素とすべき。
- ・ また、評価においては直接・間接の経済効果の推定といった、一般にわかりやすい指標もできるだけ盛り込むべき。
- ・ また、こうした評価プロセスも含め、区域会議を高い頻度で開催すべき。その際、一部の特区では既に活用され始めている「プロモーター」の活用を更に拡大・強化するとともに、特に、特定のテーマを審議する場合など、テレビ会議システム等を活用しながら開催を定例化することも試行すべき。